

差別のない明るいまちを

仕事と人権

その②

万人の障がいのある人がいます。また、現在そうでない人も将来疾病・事故・加齢などにより障がい者になる可能性があるので、障がい者の問題は身近な問題だといえます。

障がいの有無に関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、お互いを認め合い、地域社会の中で共にいきいきと豊かに暮らせる社会を築くためには、障がい者に対する医療、福祉、教育、就労などの取り組みが必要です。なかでも、自立や社会参加の重要な手段となる雇用・就労支援は特に重要です。「障害者の雇用の促進に関する法律」では「障害者雇用率制度」が設けられていて、常用労働者を一定人数以上雇用している事業者には、常用労働者中に占める障がい者の割合が定められています。

就労後も、「雇ってあげている」感覚ではなく、障がい者一人ひとりの障がいの程度や特徴に配慮した職場環境づくりに努めることが大切です。

職場環境が良好であれば、働く意欲も増し、コミュニケーションが活発になり、多様な意見やアイデア、情報が交換されることで新しい価値が創造され、その企業全体の成果も上がるのです。

◆障がいの社会参加と雇用

2010年版障害者白書によると、現在、日本には約744

万人の障がいのある人がいます。また、現在そうでない人も将来疾病・事故・加齢などにより障がい者になる可能性があるので、障がい者の問題は身近な問題だといえます。

ユニバーサルデザイン 7つの原則

- 米国ノースカロライナ州立大学デザインセンター所長ロナルド・メイスが1980年代に提唱したもの。
- 誰でも公平に使用できる。
- 多様な使用者や環境に対応できる。
- 使用法が簡単ですぐ分かる。
- 必要な情報が使用者や環境に関わらず、すぐに分かる。
- ミスや危険につながりにくく、安全である。
- 少ない力で楽に使用できる。
- 使いやすい大きさや広さを確保できる。

◆外国人とともに

2009年の統計によると、外国人登録者は218万人を越えています。仕事、留学、結婚などの理由により日本で暮らす外国籍の人が増加し続けており、今後、さまざまな国籍の人と接する機会が増えることでしょう。しかし、実際に外国人に接する場面になったら戸惑う人も多いようです。「言葉も通じにくいし、相手を理解するのが難しい…」そんな思い込みから外国人に対して「壁」をつくってしまっているのかもしれない。

外国人に対する思い込みやコミュニケーションの不足は、誤解やトラブルの元になります。国籍が異なる人と共に生活していくためには、自分たちと異なる言葉、文化、生活習慣、宗教などに触れたとき、「違うから」といって一方的に否定したり、排除せずに「違い」を認め、理解に努め、尊重しようとする姿勢が大切です。

◆外国人労働者の人権

日本で働く外国人の増加に伴い、外国人労働者に関するトラブルも増えています。国は、各都道府県に「外国人雇用管理アドバザイザー」を設置するなど外国人の就労をめぐるトラブルを防止するための取り組みを行うとともに、企業やそこに働くすべての人々に、外国人労働者の人権に配慮するよう求めています。「労働基準法」では、外国人の雇用に当たって、国籍、信条または社会的身分を理由とした労働条件での差別的取り扱いを禁止しています。人権侵害は、たとえ「不法就労」・「規格外就労」の外国人に対するものであっても決して許されるものではありません。

参考・引用文献「仕事と人権」

(財)人権教育啓発推進センター発行

この頁では市の方針に沿い、「障害」の表記を一部ひらがなにしています。

人権教育学級を開催

「障害」とともに生きる」

をテーマに、阿南市人権問題講師団 江川尚志さんの講演会を開催します。

【日時】

9月13日(火)

午後2時から4時まで

(午後1時30分より受付)

【場所】

市保健センター2階

※手話通訳が必要な方は、事前にご相談ください。
※授乳・育児などに利用できる部屋もあります。

詳しくは、市人権推進課(☎32・3814)まで。

